

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、富士見都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 富士見都市計画区域の位置等

富士見都市計画区域は、都心から約 30km 圏、本県の南西部に位置しています。

また、富士見都市計画区域に含まれる土地の区域は、富士見市、ふじみ野市、三芳町の行政区域の全域です。

【3・2・1 号川越志木線】

本路線は、ふじみ野市中福岡字宮田(川越市境)を起点とし、富士見市大字下南畑字乗越(志木市境)に至る延長約 5,600m、幅員 31.5m の幹線街路です。

II. 変更の理由

ふじみ野市の国道 254 号バイパスふじみ野地区において、産業立地需要の高まりに対応するため、土地区画整理事業を実施する予定です。

この事業に併せて、3・2・1 号川越志木線の一部区域を変更するものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	内容
3・2・1 号川越志木線	約 5,600m	4 車線	31.5m	一部区域の変更

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 区域区分(埼玉県決定)
- ② 用途地域(ふじみ野市決定)
- ③ 防火地域及び準防火地域(ふじみ野市決定)
- ④ 下水道(ふじみ野市決定)
- ⑤ 土地区画整理事業(ふじみ野市決定)
- ⑥ 地区計画(ふじみ野市決定)